荒川ビジョン推進協議会規約

第１章　総則

（名称及び所在地等）
第１条　本会は、「荒川ビジョン推進協議会」（以下「協議会」という。）と称し、主たる事務所を埼玉県秩父市荒川上田野 772 番地に置き、事務局は、特定非営利活動法人　森に置く。

（目的）
第２条　協議会は、荒川源流地域の活性化と流域住民の交流等を推進し、川や流域への理解を深め、より健全な姿に変える等の活動に係わる企画を審議するとともに、進捗管理等を行うことを目的とする。

（会員及び下部組織等）
第３条　協議会は、前条の目的を達成するため「表―○」に掲げる会員により構成する。

２　会員の任期は、荒川ビジョンの推進の期間は継続とする。

３　会員が任期中において第３条第１項に示す職を離れたときは、次にその職に就いた者がその任務に就くものとする。ただし、協議会の目的を遂行するために必要があると認めた場合は、この限りではない。

４　協議会には、前条の目的を達成するため、荒川ビジョンの推進活動に係わる具体的な企画・調整・運営等の検討を行う下部組織として、「大滝推進協議会」、「浦山推進協議会」及び「合角推進協議会」の三協議会を置く。

５　各協議会には、その地域の活性化と流域住民の交流実現のため、一定の期間を設けプロジェクトチームを設置することができる。その場合、同チームメンバーについては、協議会長が任命するものとする。

第２章　役員

（役員の定数及び選任等）
第４条　協議会には、次の役員を置く。

⑴　会長　　　１名

⑵　監事　　　２名

２　前項の役員は、会員の互選によって定める。

３　会長は、協議会を代表し、業務を総理するほか、協議会を招集し、議長を務める。

４　監事は、協議会の財産の状況及び決算を監査する。

５　協議会は、会員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。ただし、代理出席を認めるものとする。

６　協議会に顧問を置くことができる。

第３章　資産及び会計等

（資産の構成）

第５条　協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 寄付金

(2) 事業に伴う収入

(3) その他の収入

（資産の管理）

第６条　協議会の資産は会長が管理し、その方法は、協議会の議決を経て会長が別に定める。

（事業年度）

第７条　協議会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）

第８条　協議会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、協議会の議決を経なければならない。

（事業報告及び決算）

第９条　協議会の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、協議会の議決を経なければならない。

第４章　その他

（その他）

第 10 条　その他、この規約に定めるものの他、協議会の運営に関する必要な事

項については、協議会の協議によって決定する。

2　前項のうち、軽微な事項については、協議会の了承を得て会長が専決することができる。

付則　　この規約は、平成２７年3月２４日施行する。

付則　　この規約は、平成２７年１１月１１日一部改正し、施行する。

付則　　この規約は、平成２８年2月１７日一部改正し、施行する。